

十日町市美咲町まちづくり協定

十日町市長関口芳史（以下「甲」という。）は十日町市美咲町分譲地区画番号16番、17番分譲受者（以下「乙」という。）と次によりまちづくり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、十日町市美咲町における宅地、建築物の構造、形態を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

（宅地、建築物等の制限）

第2条 美咲町内の宅地、建築物の用途、位置、構造及び形態については次の各号によるものとする。

- 1 宅地の地盤高は、盛土により変更しないものとする。ただし、住宅建築の基礎掘りにより発生する残土及び築山等築庭に伴う盛土はこの限りではない。
- 2 建築物の配置及び形態は、道路または隣地に落雪しないものとする。
- 3 住宅の建築位置は原則として道路境界から2.0メートル程度セットバックするものとする。ただし、車庫等の平屋建てのものはこの限りではない。
- 4 建築物の配置及び形態は、自己敷地内で雪処理ができるように堆雪スペースを確保し、雪に強い住宅（克雪住宅）の建築に努めるものとする。
- 5 落雪式屋根は、勾配を概ね25度以上にし、金属板等滑雪能力がある材料を使用するものとする。ただし、特に滑雪能力がある材料を使用するときはこの限りではない。
- 6 落雪式屋根の場合の堆雪範囲は（別表）自然落雪屋根における堆雪幅を求める表に従うものとする。また、落雪した雪は自己敷地内で処理するものとする。
- 7 団地内の用途地域は第2種中高層住居専用地域を予定しているため、建築物等は、建築基準法に準ずるものとする。
- 8 建築物等の用途は、住宅及びこれらと一体となる物置、車庫または一戸建住宅とする。また店舗併用住宅の場合は、騒音等著しく居住環境を阻害することが予想されるものは極力避けること。

（敷地の緑化）

第3条 乙は、道路に面する敷地または空地には芝生、草花、低木の植栽等により、積極的に緑化に努めるものとする。

（形態）

第4条 建築物は美観を考慮し、且つ周囲の環境との調和を図るよう努めるものとする。

(その他)

第5条 本まちづくり協定は区画番号15番、16番、17番の区画にのみ適用する。また、本まちづくり協定に記載のない特に必要とする事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市長 関口 芳史

乙

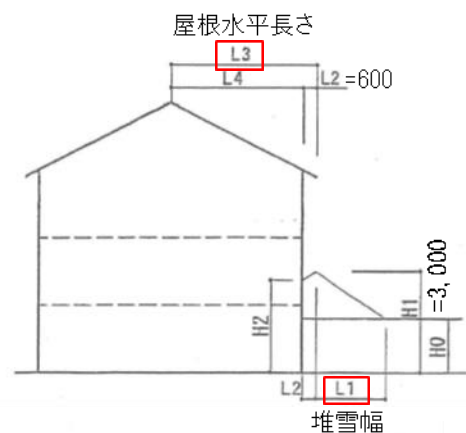
別表

自然落雪屋根における堆雪幅を求める表（隣地側）

屋根水平長さ L3[m]	堆積幅 L1[m]	
1.41	(柱スパン0.5間+軒の出600)	1.0
2.42	(柱スパン1.0間+軒の出600)	1.9
3.33	(柱スパン1.5間+軒の出600)	2.6
4.24	(柱スパン2.0間+軒の出600)	3.2
5.15	(柱スパン2.5間+軒の出600)	3.8
6.06	(柱スパン3.0間+軒の出600)	4.4
6.97	(柱スパン3.5間+軒の出600)	4.8
7.88	(柱スパン4.0間+軒の出600)	5.3
8.79	(柱スパン4.5間+軒の出600)	5.7
9.70	(柱スパン5.0間+軒の出600)	6.1
10.61	(柱スパン5.5間+軒の出600)	6.5
11.52	(柱スパン6.0間+軒の出600)	6.9
12.43	(柱スパン6.5間+軒の出600)	7.3
13.34	(柱スパン7.0間+軒の出600)	7.6
14.25	(柱スパン7.5間+軒の出600)	8.0
15.16	(柱スパン8.0間+軒の出600)	8.3

※条件：自然積雪の最高深さ：H0=3.0[m]

※原則：屋根から落雪した雪は自己所有地内で処理



凡例
L1=堆雪幅
L2=軒の出
L3=家根水平長さ
L4=家根水平長さ(L3-L2)
H0=自然積雪の最高深さ
H1=滑落した屋根雪の最高深さ
H2=滑落した屋根雪の外壁部における高さ

$$\text{簡易式：} L1 = \frac{-1.25 + \sqrt{2.352 \times L3 - 0.0167}}{0.56}$$

十日町市美咲町まちづくり協定

十日町市長関口芳史（以下「甲」という。）は十日町市美咲町分譲地区画番号25番分譲受者（以下「乙」という。）と次によりまちづくり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、十日町市美咲町における宅地、建築物の構造、形態を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

（宅地、建築物等の制限）

第2条 美咲町内の宅地、建築物の用途、位置、構造及び形態については次の各号によるものとする。

- 1 宅地の地盤高は、盛土により変更しないものとする。ただし、住宅建築の基礎掘りにより発生する残土及び築山等築庭に伴う盛土はこの限りではない。
- 2 建築物の配置及び形態は、道路または隣地に落雪しないものとする。
- 3 住宅の建築位置は原則として道路境界から3.0メートル以上セットバックするものとする。ただし、車庫等の平屋建てのものはこの限りではない。
- 4 建築物の配置及び形態は、自己敷地内で雪処理ができるように堆雪スペースを確保し、雪に強い住宅（克雪住宅）の建築に努めるものとする。
- 5 落雪式屋根は、勾配を概ね25度以上にし、金属板等滑雪能力がある材料を使用するものとする。ただし、特に滑雪能力がある材料を使用するときはこの限りではない。
- 6 落雪式屋根の場合、落雪側の外壁から、隔地境界線までの距離を軒高の70パーセント以上確保し、それ以外は外壁から道路等の隔地境界線までの距離を2.5メートル以上確保すること。
- 7 団地内の用途地域は第2種中高層住居専用地域を予定しているため、建築物等は、建築基準法に準ずるものとする。
- 8 建築物等の用途は、住宅及びこれらと一体となる物置、車庫または一戸建住宅とする。また店舗併用住宅の場合は、騒音等著しく居住環境を阻害することが予想されるものは極力避けること。

（敷地の緑化）

第3条 乙は、道路に面する敷地または空地には芝生、草花、低木の植栽等により、積極的に緑化に努めるものとする。

（形態）

第4条 建築物は美観を考慮し、且つ周囲の環境との調和を図るよう努めるものとする。

(その他)

第5条 本まちづくり協定に記載のない特に必要とする事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市長 関口 芳史

乙